ち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の二　令和二年度に限り、第二十九条中「一・〇三七」とあるのは、「東京都にあつては一・〇三八」とする。

第十八条　削除

（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）

第十九条　令和二年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七条の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和二年改正前の省令附則第十九条第一号の額の過大算定額又は過少算定額次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

$(A + B) \times 0.75 - C$

算式の符号

［略］

B　令和元年度減収補塡債のうち利子割交付金に係るものの額

C　令和２年改正前の省令附則第19条第１号の額

都道府県及び令和元年改正前の省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県にあつては、平成二十三年度、平成二十四年度及び平成二十六年度から平成二十九年度までの各年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の二　令和元年度に限り、第二十九条中「〇・九五四」とあるのは、「東京都にあつては〇・九五一」とする。

（平成二十九年四月二日から平成三十年四月一日までの間に指定都市等に該当することとなつた市における事業所税の算定方法の特例）

第十八条　令和元年度に限り、平成二十九年四月二日から平成三十年四月一日までの間において指定都市等に該当することとなつた市のうち、地方税法施行令第五十六条の八十三第一項に規定する適用日が平成三十年四月一日以降である市における事業所税の基準税額は、第三十七条の規定にかかわらず、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A×2.4902）×600円＋（B×1.9669）×0.25／100｝×0.74925

（A×2.4902）又は（B×1.9669）に表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度の事業に係る事業所税の資産割に係る課税の対象となつた事業所床面積の数値

B　前年度の事業に係る事業所税の従業者割に係る課税の対象となつた従業者給与総額

（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）

第十九条　令和元年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七条の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和元年改正前の省令附則第十九条第一号の額の過大算定額又は過少算定額次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

$(A + B) \times 0.75 - C$

算式の符号

［同左］

B　平成30年度減収補塡債のうち利子割交付金に係るものの額

C　令和元年改正前の省令附則第19条第１号の額